

盛岡市子ども科学館条例等の一部改正について

平成 20 年 2 月 18 日
教 育 委 員 会

1 改正の趣旨

子ども科学館，原敬記念館，先人記念館及び渋民文化会館の管理を指定管理者に行わせるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市子ども科学館条例，盛岡市原敬記念館条例及び盛岡市先人記念館条例に指定管理者による施設の使用許可，管理及び指定の手続きについて規定しようとするもの
- (2) 盛岡市文化会館条例中指定管理者による施設の使用許可，管理及び指定の手続きに係る部分を渋民文化会館にも適用させようとするもの
- (3) 許可の際に徴収している子ども科学館，原敬記念館及び先人記念館の使用料について，旅行会社の主催する団体旅行の観光客等の利便性を向上させるため，後納も認めようとするもの

3 施行期日

2の(1)及び(2)の改正は，平成 21 年 4 月 1 日，2の(3)の改正は，平成 20 年 4 月 1 日